

ノウフク推進活動事業（農福連携総合窓口設置事業）公募要領

1 趣旨

この要領は、ノウフク推進活動事業（農福連携総合窓口設置事業）の事業者選定にあたり、公募により事業者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

2 目的

労働力不足が問題となっている農業現場では、農福連携を進めたい意向があり、福祉側においても障がい者の就労を目的とした施設外就労を進めたい意向があるが、互いに相談窓口がないことや、作業内容の適性が分からないなどの課題があり、農福連携は進んでいない状況にある。

そこで、農福連携の取組みを相談できる総合窓口を設置し、農家と福祉事業所とのマッチングや、調整業務等を行う事業者を支援し本県農業現場における農福連携の推進・拡大を図る。

3 実施概要

（１）事業名称

ノウフク推進活動事業(農福連携総合窓口設置事業)

（２）対象となる活動

農福連携を推進するため、県内農業者及び福祉事業者のマッチングに係る総合窓口の設置および県内の地域協議会とのネットワーク構築や農福連携マッチングイベントの開催等に係る業務

（３）活動対象地域

県内全域

（４）対象経費

事業実施要領別表 2-1 のとおり

（５）事業の実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間で設定

（６）予算上限額

5,487 千円（定額）を上限とする。

4 応募対象事業者、条件及び注意事項

（１）応募対象事業者

NPO 法人、農業協同組合、協議会等

（２）条件

農福連携における総合窓口の設置及び農福連携を希望する県内全ての農業者及び福祉事業者のマッチングを支援できること。

福祉側との連携は、農福連携コーディネーター（障がい者支援課内）と協力し、推進すること。

農福連携の知識を有すること。

HP 等で取組みを広く周知できること。

事業の手続きを適正に行うため、組織体制や意識決定、財務管理等に関する明確な運営規約が定められていること。

（３）応募にあたっての注意事項

次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、採択を取り消すことができるものとする。

事業の目的・内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合

虚偽の報告をしたことが判明した場合

法令等に違反する行為を行ったと認められる場合

社会的信用を失墜する行為を行った場合

自己または自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者である場合及びその経営に実質的に関与している場合

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（４）事業の採択

事業の採択は別表 1 ポイント表（100 点満点）を基にポイントチェック表と添付資料により行う。同点の場合は事業内容等により決定する。

採択の有無は、応募されたすべての事業者へ文書により通知する。（県による選定後速やかに通知）

採択に係わる審査の経過、審査結果等に関する質疑には応じないこととする。

5 応募について

（１）応募書類

応募様式

本事業実施要領で定める事業実施計画書（別記様式第 1 号）及び事業費明細書（別記様式第 1 号別添）

定款、規約又はこれに代わるもの
ポイントチェック表及び該当する資料
計画内容について必要に応じヒアリングを実施する

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出先

熊本県農林水産部生産経営局担い手支援課 担い手支援班

担当：村上

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1 (県庁行政棟本館 8 階)

電話 096-333-2382 FAX 096-382-6934

Mail : murakami-k@pref.kumamoto.lg.jp

(4) 提出方法

紙媒体を郵送のうえ電子データをメールにて提出

(5) 提出期限

令和 7 年 (2025 年) 5 月 30 日 (金)

6 活動までの事務手続について

(1) 事務手続

採択された事業者は、当事業補助金の関係規程に基づき補助金の事務手続を行う。

(2) 補助事業採択の流れ (予定)

応募書類提出 → 書類審査 → 採択通知 → 事業実施計画の提出
→ 計画承認・内示 → 補助金交付申請書提出 → 交付決定 → 活動実施
→ (概算払いの請求) → 履行確認 → 実績報告 → 補助金額の確定

(3) 委託について

事業の主要な部分を採択事業者以外の団体等に委託することはできない。(事業費
の 2 分の 1 以上の委託は不可)

7 その他留意事項

(1) 今回の申請に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された応募書類は返却しない。

(3) 応募は、応募者ごとに一つの企画とする。

(4) 実績報告として提出された資料は、県等が開催する各種研修会等で使用する場合があります。

別表 1

ポイント表

(合計 100 点)

	項 目	配点
1	事業実施のために必要かつ十分な能力を有しているか	会社規模、財務内容
		業務実施体制
		農福連携の知識を有する職員の有無
2	農福連携の取組実績があるか	事業主体における取組実績
		農福ジョブトレーナー研修等の受講実績
4	総合窓口の設置により効果的な農福連携の推進・拡大が見込まれる内容となっているか	県内の全ての農業者からの農作業依頼に関する相談対応の可否
		福祉事業所に対する仕事の斡旋の可否
		地域ごとにマッチング会等を開催することができるか
5	総合窓口の取組みについて HP 等で幅広く広報することができるか	
6	実現可能なマッチングの目標数	
	1 0 ~ 2 0	
	2 1 ~ 3 0	
	3 1 以上	